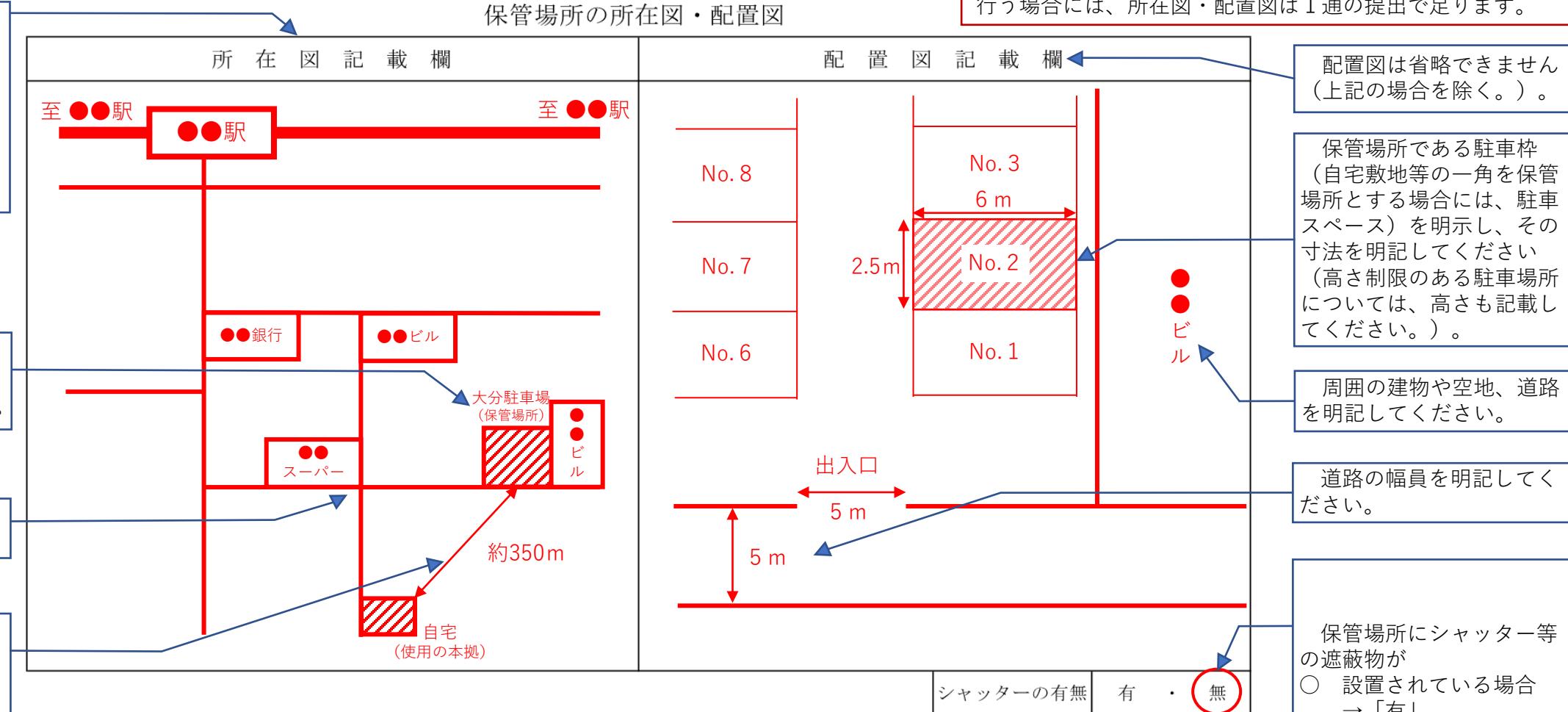


【保管場所の所在図・配置図】の記載例

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
- 自宅の車庫を保管場所とする2台の届出を同時にいうといった、場所の表示(○市×町△丁目□番○号)が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を行なう場合には、所在図・配置図は1通の提出で足ります。

- 備考1の場合には、所在図を省略できます。
- 備考3のとおり、既存の地図の写し(当該地図の著作権に注意して下さい。)を用いて作成しても構いません。



- 備考 1 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。
- 2 所在図には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示するほか、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記してください。
- 3 所在図は、本様式に記載せず、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる既存の地図の写しを用いても構いません。
- 4 配置図には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示するほか、保管場所にあってはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあってはその幅員を明記してください。

- 保管場所にシャッター等の遮蔽物がある場合は「有」、ない場合は「無」と記入してください。
- 設置されている場合 → 「有」
 - 設置されていない場合 → 「無」